

改正

平成21年 4 月 1 日
平成21年 4 月10日
平成21年10月 1 日
平成22年 4 月 1 日
平成22年 7 月 1 日
平成23年 4 月 1 日
平成24年10月 1 日
平成26年 4 月 1 日要領第 4 号
平成29年 3 月17日要領第 4 号
平成30年 4 月 1 日要領第 3 号
平成31年 4 月 1 日要領第 3 号
令和 2 年 4 月10日要領第 3 号
令和 4 年 4 月 1 日要領第14号
令和 7 年 4 月 1 日要領第 1 号

岩国市条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岩国市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 5 の 2 の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「心得」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この要領の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 請負対象設計金額が1,500万円以上の工事。ただし、工事の内容、隣接工事の状況その他特別な理由から条件付一般競争入札によることが適当でないと認められるものを除く。
- (2) 共同企業体による施工が必要と認められる工事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める工事

(入札参加資格)

第 3 条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を全て満たすものとする。

- (1) 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 令第167条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成18年 3 月20日制定）

に基づく指名停止の期間中でないこと。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(5) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

2 入札執行者は、次の事項について、必要に応じて前項の入札参加資格の要件に加えることができる。

(1) 名簿の格付等級区分

(2) 本店又は営業所の所在地に関すること。

(3) 建設業の許可及び総合評定値に関すること。

(4) 工事の施工実績に関すること。

(5) 配置技術者等の資格、工事経験、配置の要件等に関すること。

(6) 電子入札システム（岩国市電子入札実施要領（令和4年4月1日制定）第2条第1号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）の利用者登録状況に関すること。

(7) 資本関係又は人的関係がある者同士の入札への参加に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 入札参加資格の審査基準日は、特に定める場合を除き、第15条に規定する入札参加資格確認書類を提出した日時点とする。

（入札の公告）

第4条 入札執行者は、第2条に規定する工事を条件付一般競争入札に付すときは、次に掲げる事項について、岩国市財務規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第93条の規定による公告を行うほか、岩国市入札情報公開サービスへの掲載並びに契約監理課及び総合支所において閲覧及び掲示に供するものとする。

(1) 入札に関する事項

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積等）

エ 工期

オ 予定価格（入札書比較価格）

カ アからオまでに掲げるもののほか、必要と認める事項

(2) 入札参加資格

(3) 設計図書の配布の期間及び方法

(4) 質問回答に関する事項

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 入札書の提出方法

(7) 入札書の提出期間

(8) 開札の日時及び場所

(9) 入札の無効に関する事項

(10) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として毎週月曜日とする。ただし、当該日が岩

国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該休日の後の直近の休日に当たらない日とする。

（設計図書の配布等）

第5条 設計図書の配布は、入札参加者が岩国市入札情報公開サービスから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

2 市長は、設計図書の配布期間内に入札参加者からパスワード照会書（様式第1号）の提出を受け、これに対し、パスワード回答書（様式第2号）により設計図書の閲覧に必要なパスワードを回答するものとする。

3 前項の規定による提出及び回答は、ファックスにより行うものとする。

4 設計図書に関する質問は、工事内容質問書（心得様式第1―1号）を用いて、市が定める指定期日までに持参又はファックスにより契約監理課において受け付け、当該質問の回答は工事内容質問回答表（心得様式第2―1号）により、岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所において開札日の前日（ただし、当該日が休日に当たる場合は、当該休日の前の直近の休日に当たらない日とする。）まで閲覧に供するものとする。

（入札保証金）

第6条 条件付一般競争入札に係る入札保証金は、規則第96条の規定により免除する。

（入札の方法）

第7条 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を次項の規定に従って作成し、指定された期限までに、提出するものとする。

（1） 入札書

（2） 工事費内訳書

（3） 前2号に掲げるもののほか、入札公告で定める書類

2 入札は、電子入札システムにより行うことを原則とする。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムによる参加が困難である場合は、岩国市電子入札実施要領第14条第1項に規定する紙入札参加承認願を市長に提出し、紙入札での入札参加の承認を受けることにより、岩国市郵便入札実施要領（令和4年4月1日制定）第1条に規定する郵便入札を行うことができるものとする。

3 入札の回数は、別に定めがある場合を除き1回とする。

4 次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書等は、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

（入札の辞退）

第8条 入札の辞退をしようとする入札参加者は、入札書等を提出した日から開札日時までに、入札辞退届（心得様式第4―1号）をファックス又は持参により契約監理課に提出することにより、入札を辞退することができる。

2 提出後の入札辞退届は、取消し又は撤回を認めないものとする。

3 入札書を提出した後、第1項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

（開札の立会い）

第9条 電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）は、原則として

入札参加者の立会いは認めないものとする。ただし、市長が立会人を設けて開札を行う必要があると認める電子入札については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の入札において開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事ごとに、入札公告に定める入札書の提出期限日の正午までに、契約監理課にファックスで開札立会申請書（心得様式第6―1号）を提出するものとする。
- 3 入札執行者は、前項の規定による申請があったときは、申請者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。
- 4 開札に立ち会った立会人は、開札確認書（心得様式第7―1号）に署名を行うものとし、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。
- 5 立会人として開札に立ち会う入札参加者又はその代理人は、開札会場における規律の保持に関して入札執行者の指示に従うものとする。

（開札前の簡易審査）

第10条 開札事務従事者は、開札の前に簡易審査を行い、その結果、入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

- 2 前項の簡易審査は、入札参加資格の要件について、その内容の適否を審査するものとする。

（開札）

第11条 入札執行者は、入札公告により指定した日時及び場所において開札を行うものとする。この場合において、開札時に立会人がいないときは、令第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 2 開札事務従事者及び立会人以外の者は、開札会場に入場できない。
- 3 入札参加者が1者となった場合であっても、開札を行うものとする。

（入札の無効等）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書は返却しないものとする。

- （1） 入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの
- （2） 虚偽の申請を行った者がしたもの
- （3） 入札書の提出期間内に提出がなかったもの
- （4） 第7条に規定する方法によらないもの
- （5） 設計図書を手付けせずに入札を行ったもの
- （6） 提出期間内に入札参加資格確認書類の提出がなかったもの
- （7） 明らかに連合によると認められるもの
- （8） 保証金を要する場合にあっては、その納付がないもの又はその額が不足するもの
- （9） 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者又は入札に関する委任者を定める場合においては受任者以外の者がしたもの
- （10） 入札に際し不正行為があったと認められるもの
- （11） 令第167条の4各号のいずれかに該当する者が入札したもの
- （12） 岩国市電子入札実施要領第15条に定めるもの
- （13） 岩国市郵便入札実施要領第10条に定めるもの
- （14） 前各号に掲げるもののほか、その他指定した事実違反したもの

- 2 工事費内訳書が岩国市工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日制定）第7条各号の規定に該当するものであるときは、その入札は無効とする。この場合において、無効とした工事費内訳書は返却しないものとする。

（落札候補者の決定）

第13条 入札執行者は、入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除く。）を落札候補者とする。

- 2 落札候補者を決定したときは、落札候補者名及び応札価格を岩国市入札情報公開サービスで公表するものとする。
- 3 岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）第3条に規定する工事に係る入札において、落札候補者の応札価格が市の設定した低入札調査基準価格を下回る場合（以下「低入札」という。）は、落札候補者の決定を保留するとともに、落札候補者が低入札に該当したことを公表し、低入札価格調査を経て落札候補者を決定するものとする。
- 4 開札の結果、第1項の落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札候補者及び順位を決定する。ただし、電子入札によらない場合にあっては、市が指定した日時に該当者全員によりくじを引かせて落札候補者及び順位を決定するものとする。
- 5 前項ただし書の場合において、該当者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 6 岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領（令和4年4月1日制定。以下「積算疑義申立て要領」という。）第2条に規定する入札においては、開札後に前3項に規定する手続を経て落札候補者の決定を保留し、積算疑義申立て要領に定める手続を実施し落札候補者を決定するものとする。

（落札候補者に対する通知）

第14条 入札執行者は、開札後速やかに当該落札候補者に電子入札システム又はファックスにより落札候補者となったことを通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第15条 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、次に掲げるもののうち入札公告で定めた書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求め、当該落札候補者の入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を行うものとする。

- （1） 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）
- （2） 配置技術者等の資格・工事経験調書（様式第4号）
- （3） 配置技術者及び営業所の専任技術者の資格者証及び雇用関係等を証するものの写し
- （4） 工事の施工経験を示す資料
- （5） 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5－1号）
- （6） 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5－2号）

(7) 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5－3号）（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）

(8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に係る主任技術者の兼務届

(9) 工事の施工実績調書（様式第6号）

(10) 工事の施工実績を示す資料

(11) 建設業許可通知書の写し

(12) 総合評定値通知書の写し

(13) 資本関係・人的関係等調書（様式第7号）

(14) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 前条に規定する通知を受けた落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に前項の入札参加資格確認書類を提出するものとする。

3 落札候補者が、前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、無効とする。

4 前項の規定により無効とされた落札候補者については、第8条第3項の規定を準用する。

（落札者の決定）

第16条 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに落札者と決定し、落札決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したとき、又は前条第3項の規定により落札候補者の入札を無効としたときは、当該落札候補者に対し、速やかに理由を付して入札参加資格非適合通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第13条第4項の規定によるくじ引きにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、第14条から本条までの規定について、落札者を決定するまで同様の手順により行うものとする。

4 第2項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について非適合理由説明請求書（様式第10号）により説明を求めることができる。

5 入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し書面により回答するものとする。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第17条 落札候補者が落札者と決定するまでに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなし、第16条第3項の規定を準用して落札候補者を決定する。

（低入札に係る調査）

第18条 入札執行者は、落札候補者の入札が市の定める低入札に該当するときは、岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）の規定に基づき、低入札に係る調査を行うものとする。

(入札の中止)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事に係る入札を中止するものとする。

(1) 落札候補者に変更が生じる等当該入札を中止しなければ適切な契約を締結できないと認められるとき。

(2) 市長が入札の中止が必要であると認めるとき。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から平成21年3月31日までの間に行う条件付一般競争入札に係る第8条第1項に規定する入札書等の提出については、一般書留郵便の方法により行うほか、監理課に持参する方法により行うことができるものとする。

附 則 (平成21年4月1日)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月10日)

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日要領第4号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日要領第4号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日要領第3号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要領第3号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月10日要領第3号)

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

附 則（令和４年４月１日要領第14号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の６第１項の規定による公告又は同令第167条の12第１項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則（令和７年４月１日要領第１号）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

一般競争入札

F A X送信用

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（電 話 番 号： ）

（F A X 番 号： ）

担 当 者 氏 名

パスワード照会書

岩国市入札情報公開サービスから次の工事の設計図書をダウンロードするためのパスワードを照会します。

開 札 日	
工 事 名	
工 事 場 所	

一般競争入札
F A X 送信用

年 月 日

様

岩国市長
(総務部契約監理課)

パスワード回答書

照会のあった次の工事の設計図書をダウンロードするためのパスワードを回答します。

パスワード	
-------	--

(10 桁半角数字入力)

開 札 日	
工 事 名	
工 事 場 所	

- 1 岩国市入札情報公開サービスの対象案件のページでパスワードを入力することによりダウンロードすることができます。
- 2 パスワードは他者に教示しないでください。

（宛先）

岩国市長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日付けで公告のありました次の工事に係る条件付一般競争入札に参加する資格の確認及び審査のため、次の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名：

添付書類

- (1) 配置技術者等の資格・工事経験調書（様式第 4 号）
- (2) 配置技術者及び営業所の専任技術者の資格者証及び雇用関係等を証するものの写し
- (3) 工事の施工経験を示す資料
- (4) 専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第 5－1 号）
- (5) 専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第 5－2 号）
- (6) 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第 5－3 号）（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）
- (7) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定に係る主任技術者の兼務届
- (8) 工事の施工実績調書（様式第 6 号）
- (9) 工事の施工実績を示す資料
- (10) 建設業許可通知書の写し
- (11) 総合評定値通知書の写し
- (12) 資本関係・人的関係等調書（様式第 7 号）
- (13) その他必要と認める書類

※ 1 提出部数は 1 部とする

※ 2 上記提出書類のうち、当該入札の参加資格の確認において不必要なものは、提出を要しないものとする。

様式第 4 号（第15条関係）

配置技術者等の資格・工事経験調書

工 事 名：

商号又は名称：

1 配置技術者等の氏名等

技術者の種類	主任技術者 ・ 主任技術者（専任特例 1 号） 監理技術者 ・ 監理技術者（専任特例 1 号 ・ 専任特例 2 号）		
氏 名		年 齢	歳
採用年月日	年 月 日		
法令による 資 格 等	・ 監理技術者資格者証 (交付番号) (交付年月日) (有効期限) ・ () 施工管理技士 (年取得) ・ その他 ()		

2 工事経験

発注者	
工事名	
工事場所	
契約金額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の種類	
従事役職名	主任技術者 ・ 主任技術者（専任特例 1 号） 監理技術者 ・ 監理技術者（専任特例 1 号・専任特例 2 号） 監理技術者補佐 ・ 現場代理人 ・ その他 ()
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の内容 〔工種・数量・規模〕 〔寸法・構造形式等〕	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

4 本店又は営業所の営業所技術者等

氏 名		年 齢	歳
採用年月日	年 月 日		
法令による 資 格 等	・ 監理技術者資格者証 (交付番号) (交付年月日) ・ () 施工管理技士 (年取得) ・ その他 ()		

添付書類 法令による資格等及び雇用を証明する書類の写しを添付すること。

※1 工事経験の欄には、公告及び設計図書において同種・類似工事の内容及び施工実績に条件指定がある場合は、条件に適合した同種・類似工事を記載し、工事実績に条件指定がない場合は、当該工事の施工管理が可能と判断できる同種・類似工事を記載すること。

※2 発注者が求める資格・免許等の欄には、公告及び設計図書において配置技術者の保有資格等の条件指定がある場合は、条件に適合した保有資格を記載し、保有資格等の条件指定がない場合は、「なし」と記載すること。

※3 工事内容には、工事規模・工法等を記載してください。

様式第 5－1 号（第15条関係）

専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

本工事に、専任特例 1 号の場合の主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載した上で、添付すること。

☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	兼務を予定している工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である。
☐	当該建設現場に連絡員を配置すること（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること。）。
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）。
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	兼務する建設工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 1））を速やかに提出すること。

様式第 5－2 号（第15条関係）

専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

本工事に、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載した上で、添付すること。

☐	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
☐	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
☐	監理技術者が兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所からおおむね 10 k m 以内、又は岩国市内である。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の審査時には、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例 2 号の監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料を速やかに提出すること。

様式第 5－3 号（第15条関係）

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の
確認事項

工 事 名： _____
商号又は名称： _____

本工事に、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載した上で、添付すること。

☐	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。
☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	営業所と当該工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である。
☐	当該建設工事に連絡員を配置すること（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること。）。
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）。
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	工事現場の数は、1 件とする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 1））に規定する計画書を速やかに提出すること。

工事の施工実績調書

工 事 名：

商号又は名称：

発 注 者	
工 事 名	
工事場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
工事の種類	
工事の内容 〔 工種・数量 規模・寸法 構造形式等 〕	

- ※ 1 この調書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律 127 号）第 2 条第 2 項に規定する建設工事及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人が発注する建設工事の実績を記載すること。
- ※ 2 工事場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
- ※ 3 受注形態は、該当するものに○をすること。
- ※ 4 公告において明示した同種・類似工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- ※ 5 当該工事に係る建設工事施工実績証明書（別紙）を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、構造形式等が判断できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写し及び工事カルテを提出することで替えることができる。

様式第 7 号（第15条関係）

資本関係・人的関係等調書

工 事 名：

商号又は名称：

申請日現在における、当社と他の資格者（岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者）との間における資本関係・人的関係等については、次のとおり相違ありません。

1 資本関係・人的関係等の有無

あ り ・ な し （どちらかに○印）

※「なし」に○印を付けた者は、2 から 4 までの記入欄に記入する必要はありません。

2 資本関係に関する事項

[1] 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等

商号又は名称	所在地	備 考

[2] 会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等

商号又は名称	所在地	備 考

[3] 会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等を同じくする他の子会社等（自社を除く。）

商号又は名称	所在地	備 考

3 人的関係に関する事項

(1) 役員（管財人を含む。）の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役 職	氏 名	商号又は名称	役 職

4 その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

(1) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員など

当社との関係	商号又は名称	所在地	代表者名

【記入上の注意事項】

- 1 調査対象者は、資本関係・人的関係等の有無に関わらず本調書を提出してください。
- 2 記入の対象となるのは、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。
- 3 共同企業体を結成して執行する案件の場合、この様式は各構成員ごとに作成し、商号又は名称の後に括弧書きで共同企業体名を併せて記載してください。
- 4 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

一般競争入札

F A X 送信用

年 月 日

様

落札決定通知書

岩国市長

（総務部契約監理課）

このたび、条件付一般競争入札参加資格確認申請書等を審査した結果、貴社を落札者として決定しましたので、通知いたします。

工事名	
落札金額	※ 上記金額は、消費税及び地方消費税を除く。

契約手続の方法等につきましては、後日、契約監理課より連絡させていただきます。

FAX返信用

※ 内容を確認しましたら、この確認書を記入し、必ず F A X にて返信してください。
（F A X 番号：0827-22-8388）

確 認 書

上記工事に係る落札決定通知の内容を確認しました。

年 月 日

商号又は名称

担当者名

様

岩国市長

入札参加資格非適合通知書

年 月 日付けで入札参加資格確認申請のあった工事に係る入札参加資格について、次のとおり通知します。

工事名		
工事場所		
入札参加資格 の確認結果	非 適 合	
	入札参加資格 非適合の理由	
備 考		

※ 参加資格が非適合と通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、 年 月 日 時 分までに非適合理由説明請求書（様式第 10 号）を へ提出してください。

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

請求者 所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

印

非適合理由説明請求書

年 月 日第 号で通知のあった次の工事について、入札参加資格非適
合理由の説明を求めます。

工事名	
工事場所	